

老齡基礎年金は原則として65歳支給開始ですが、希望すれば60歳から64歳までの間で**繰上げ受給**することもできます。但し、年金額は繰上げ年齢によって一定の率で減額され、65歳以後も同じ割合で減額された年金を一生涯受給します。逆に、**繰下げ受給**として66歳以後に繰下げて受給開始することもでき、受給開始年齢により一定の率で年金が増額されます。

繰上げ・繰下げ時の支給率

昭和15年度以前生れの人の繰上げ・繰下げは1年単位です。
昭和16年度以後生れの人の繰上げ・繰下げは1ヶ月単位で、繰上げの場合は0.5%ずつ減額、繰下げの場合は0.7%ずつ増額されます。但し66歳到達前に受給開始となる繰下げはできません。

昭和15年度以前生れの人の繰上げ・繰下げ時の支給率

受給方法	受給開始	昭和15年度以前生れの支給率
繰上げ受給	60歳	58%
	61歳	65%
	62歳	72%
	63歳	80%
	64歳	89%
本来受給	65歳	100%
繰下げ受給	66歳	112%
	67歳	126%
	68歳	143%
	69歳	164%
	70歳	188%

損益分岐点の年齢(参考)

受給開始	分岐点	繰上げた場合	65歳から本来受給
60歳	71歳	12年間で 696%	< 7年間で 700%
61歳	72歳	12年間で 780%	< 8年間で 800%
62歳	72歳	11年間で 792%	< 8年間で 800%
63歳	73歳	11年間で 880%	< 9年間で 900%
64歳	73歳	10年間で 890%	< 9年間で 900%
受給開始	分岐点	繰下げた場合	65歳から本来受給
66歳	74歳	9年間で1008%	> 10年間で1000%
67歳	74歳	8年間で1008%	> 10年間で1000%
68歳	74歳	7年間で1001%	> 10年間で1000%
69歳	75歳	7年間で1148%	> 11年間で1100%
70歳	75歳	6年間で1128%	> 11年間で1100%

昭和16年度以後生れの人の繰上げ・繰下げ時の支給率

受給方法	受給開始	昭和16年度以後生れの支給率
繰上げ受給	60歳	70.0%
	61歳	76.0%
	62歳	82.0%
	63歳	88.0%
	64歳	94.0%
本来受給	65歳	100.0%
繰下げ受給	66歳	108.4%
	67歳	116.8%
	68歳	125.2%
	69歳	133.6%
	70歳	142.0%

損益分岐点の年齢(参考)

受給開始	分岐点	繰上げた場合	65歳から本来受給
60歳	76歳	17年間で1190%	< 12年間で1200%
61歳	77歳	17年間で1292%	< 13年間で1300%
62歳	78歳	17年間で1394%	< 14年間で1400%
63歳	79歳	17年間で1496%	< 15年間で1500%
64歳	80歳	17年間で1598%	< 16年間で1600%
受給開始	分岐点	繰下げた場合	65歳から本来受給
66歳	77歳	12年間で1301%	> 13年間で1300%
67歳	78歳	12年間で1402%	> 14年間で1400%
68歳	79歳	12年間で1502%	> 15年間で1500%
69歳	80歳	12年間で1603%	> 16年間で1600%
70歳	81歳	12年間で1704%	> 17年間で1700%

60歳まで繰上げたら76歳で本来受給に追い抜かれる

70歳まで繰下げたら81歳まで受給すれば得になる

繰上げ請求時の注意

繰上げ請求して受給を開始した年金の減額率は生涯変わりませんので、**年金額も一生涯減額されたまま**です。また、繰上げ請求を**元に戻すこと(取消・変更等)**はできません。繰上げ請求後の年金受給には以下のような制限があります。

繰上げ請求後に・・・

- 国民年金の任意加入はできません。また過去の免除期間や学生納付特例期間の追納もできません。
- 繰上げ支給決定後に他の公的年金の加入期間等が判明しても、繰上げ請求の取消はできません。
- 障害になった場合、障害基礎年金を受給できません。
- 夫が死亡した場合、国民年金の寡婦年金を受給できません。
- 配偶者が死亡した場合、65歳までは遺族年金と自身の年金はどちらか一方の選択となります。
- 厚生年金の障害等級表の3級以上に該当しても、障害者の特別支給の特例(7頁)は受けられません。
- 厚生年金の加入期間が44年以上に達しても、長期加入者の特別支給の特例(7頁)は受けられません。

繰上げ請求しても・・・

- 失業給付(雇用保険)の受給中は、老齡基礎年金以外の年金(報酬比例部分等)は支給停止となります。